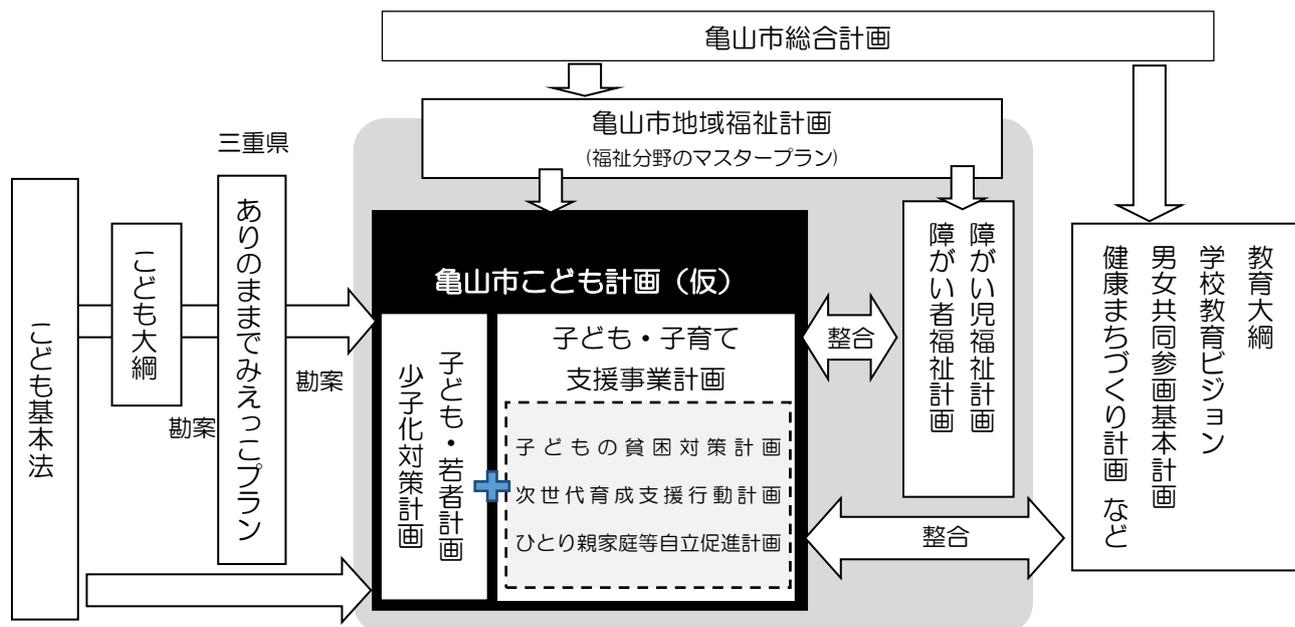


亀山市子ども計画（仮）について

1. 計画の位置づけ

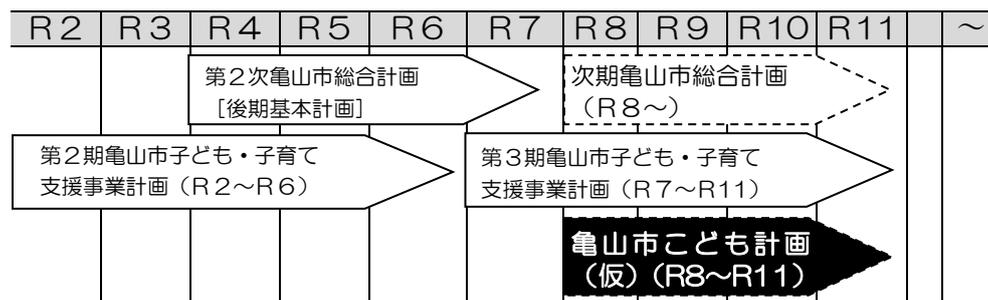
本計画は、子ども基本法第10条第2項に基づく「市町村子ども計画」です。国の「子ども大綱」、三重県の「ありのままでもみえっこプラン」を勘案して策定します。

また、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」及び「少子化対策計画」を組み込んだ一体的な計画として策定します。



2. 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間の予定です。



3. 計画の策定体制

○「子ども・子育て会議」において、計画についての協議をいただくほか、広く市民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施します。

○実施済みの子ども・若者アンケート調査及び小学生中学生高校生アンケート調査等、児童館等への訪問等により直接子どもの意見聴取をし、第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画策定において調査したデータや子ども・子育てに関するニーズ調査等の分析結果等を基礎資料とし、計画に反映します。

4. スケジュール

